

一般社団法人日本障がい者乗馬協会

利益相反に関する規程

第 1 条 (目的)

この規程は、一般社団法人日本障がい者乗馬協会（以下「JRAD」という。）の事業における権限の適正な行使を担保し、国民や社会からの信頼を確保することを目的とする。

第 2 条 (定義)

この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- ①利益相反とは、ある行為により、一方の利益になると同時に、他方への不利益になる行為。他人の利益を図るべき立場にありながら、自己の利益を図る行為をおこなうことをいう。
- ②直接取引とは、理事が自己または第三者のために JRAD と取引をすることをいう。なお、このうち自己のためにする場合を自己取引という。
- ③間接取引とは、理事が自己または第三者のために、理事以外の者との間において、JRAD 事の利益が相反する取引をいう。なお、JRAD 側を代表する理事は、利益が相反する理事自身でない場合でも該当するものとする。

第 3 条 (競業避止義務)

理事が、自己または第三者のために、JRAD の事業の部類に属する取引をしてはならない。

第 4 条 (利益相反行為の禁止)

理事は、JRAD との利益相反行為を原則禁止とする。ただし、理事は、直接取引及び間接取引において利益相反行為となるおそれがある場合には、理事会に対して事前に取引内容を開示申告し承認を受けなければならない。

2. 申告を受けた理事会は、速やかに理事を招集し、必要であれば申告人に対して取引の公正性を示す証憑類の提出を求め、利益相反行為に該当するのかを判断し決議をする。この場合、申告した理事は議決権を有しない。

3. 前項の決議に至った内容は議事録に記載をし、直ちに申告のあった理事へ結果を報告する。なお、承認しない場合には、その理由を示さなければならない。

附則

この規程は、令和 5 年 4 月 1 日より施行する。